

大阪市児童虐待防止体制強化会議の設置について

(目的)

全国において、幼い児童が命を落とす重篤な虐待事件が後を絶たない状況となっており、本市においても、児童が虐待によって命を落とす事件が発生している。今後、二度と悲惨な虐待事件が発生することのないよう、本市の関係機関が一体となって児童虐待防止体制の強化に取り組むため、当該会議を開催する。

(委員長)

会議の委員長は、市長とする。

(会議の構成機関)

外部機関

児童虐待防止協会 津崎理事長

関西大学人間健康学部 山縣教授(児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員長)

大阪府警察本部生活安全部児童虐待対策官 石川氏

大阪府医師会理事 森口氏

大阪弁護士会 岩佐氏

大阪市民生委員児童委員協議会副会長 岩上氏

関係部署

こども青少年局

区役所

市民局

福祉局

健康局

消防局

教育委員会

政策企画室

(部会)

本会議の目的を達成するため、部会を設置する。

(事務局)

会議の事務局はこども青少年局におく。

大阪市児童虐待防止体制強化会議部会について

大阪市児童虐待防止体制強化会議には、次に掲げる2部会を設置する。

1 相談体制強化部会

児童相談所及び区役所（児童虐待相談・通告受理機関）の体制強化、組織としての対応力の強化策等を主な検討課題とする。

（検討内容）

児童相談所の専門性及び組織体制の充実に関すること

児童相談所の一時保護機能の充実に関すること

区役所（保健福祉センター）の専門性及び組織体制の充実に関すること

児童虐待の発生予防と発生時の早期対応に関すること 等

（構成機関等）

こども青少年局 区役所（子育て支援室、健康づくり等）

福祉局

健康局

政策企画室 等

（部会事務局）

部会事務局はこども青少年局におく。

2 支援体制強化部会

児童・保護者への支援策の拡充、関係機関間の連携強化等を主な検討課題とする。

（検討内容）

関係機関との連携強化に関すること

保護者への支援策の拡充に関すること

児童虐待の発生予防と発生時の早期対応に関すること 等

（構成機関等）

こども青少年局

区役所

市民局

福祉局

健康局

消防局

教育委員会

政策企画室 等

（部会事務局）

部会事務局はこども青少年局におく。